

別紙1：第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権行使書面

2025年 月 日

招集者兼社債発行会社
株式会社ベネッセホールディングス 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名
預り証番号：



(印)

2025年4月22日に開催される株式会社ベネッセホールディングスの第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP383562ALC3）に係る社債権者集会の下記議案につき、下記の通り書面をもって議決権を行使します。なお、継続会となった場合にも下記のとおり議決権を行使します。

記

- 議案 社債の要項の一部を変更する件
- 行使する議決権の額 _____ 円
- 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載して下さい）

賛 ・ 否

以上

(留意事項)

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面（住所、氏名又は商号及び預り証番号並びに行使する議決権の額を事前にご記載ください。）をご持参ください。
- ※ 当日ご出席いただけない場合は、この議決権行使書面に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号及び預り証の番号、行使する議決権の額並びに議決権行使の内容をご記入いただきご捺印のうえ、預り証の原本とあわせて、2025年4月21日（月）午後5時より前までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ※ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ 本書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に規定する証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

別紙1：第2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権行使書面

2025年 月 日

招集者兼社債発行会社
株式会社ベネッセホールディングス 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名
預り証番号：



(印)

2025年4月22日に開催される株式会社ベネッセホールディングスの第2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP383562BLC1）に係る社債権者集会の下記議案につき、下記の通り書面をもって議決権を行使します。なお、継続会となった場合にも下記のとおり議決権を行使します。

記

- 議案 社債の要項の一部を変更する件
- 行使する議決権の額 _____ 円
- 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載して下さい）

賛 ・ 否

以上

(留意事項)

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面（住所、氏名又は商号及び預り証番号並びに行使する議決権の額を事前にご記載ください。）をご持参ください。
- ※ 当日ご出席いただけない場合は、この議決権行使書面に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号及び預り証の番号、行使する議決権の額並びに議決権行使の内容をご記入いただきご捺印のうえ、2025年4月21日（月）午後5時より前までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ※ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ 本書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に規定する証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。